



平成21年11月16日

各位

高知信用金庫

平成21年度中間仮決算について

高知信用金庫（理事長 山本正男）は、第88期・平成21年度中間期（平成21年4月1日～平成21年9月30日）の仮決算を発表します。

当金庫は、平成20年度から平成22年度の3年間で「企業の完成度を高めるステージ」と位置づけ、『クオリティーベスト』を経営テーマとして、県民各層の信頼にお応えできる高品位バンキングの構築に取り組んでいます。

当期においては、リーマン・ショックの世界的混乱期にあるだけに、「安全・安心・明るい」を行動指針として、高知県に根ざした企業、県民の財産を守る金融機関として、社会責任が全うできる企業創りを推進しています。

その一環として、『ローカーボン・プロジェクト』による「省エネ」「低炭素経営」への取り組みを始動させ、お客様サービスを低下させることなく、企業内から発生するCO2の大幅削減を目指しています。

一方、エコカーや省エネ家電の購入などを対象とする「個人ローン・エコ割サービス」も開始し、県民のご家庭の省エネ対策も、大幅な金利優遇策で積極的に支援することといたしました。

また、「預ければ高く、借るときは安く、手数料も少なく」をコンセプトとして、県民に高い還元力が発揮できる企業創りにも全力で取り組みしています。経営資源を『お客様サービスの強化』に戦略的に投入することで、お客様の有利さを追求した預金商品・融資商品・サービスを具現化しています。

かかる取り組みを実施しつつ、引き続き『堅実経営』『健全経営』に徹し、財務基盤の強化・資産の健全性確保に全力を挙げた結果、当中間仮決算では、**経常利益50億6百万円、当期純利益36億31百万円**が確保できました。

業務純益は71億95百万円、コア業務純益54億40百万円と基礎的な財務体力も維持・強化できております。

- ✓ 預金につきましては、昨年に引き続き、「収益還元型定期預金リターンA」による顧客還元策と年金取引先への各種優遇サービスを実施いたしましたところ、県民各層の方々からの多大なご支持を賜り、個人預金を中心に堅調な預金伸長を保持することができました。9月末預金残高は、前年同期比390億9百万円増(8.96%増)の4,740億18百万円となりました。
- ✓ 貸出金につきましては、個人ローンにかかる子育て支援割引や早期予約割引などの優遇サービスを続投するとともに、「個人ローン・エコ割サービス」を取り扱い開始しました。また、バリュー住宅ローン「10年固定・年1.9%」等の低金利政策についても継続し、個人金融部門の強化に努めました。また、中小企業金融の円滑化にも積極的に取り組みました。その結果、個人ローン・住宅ローンにおいて残高は前年同期比18億円増となりましたが、事業者の設備資金需要等が依然低調で、貸出金全体での9月末残高は前年同期比38億円減の814億22百万円となりました。
- ✓ 有価証券につきましては、市場性・安全性・流動性を重視する投資ポリシーを貫き、国債や優良銘柄の債券・株式に投資しており、内容の稜然としない仕組債、外債、投資信託等は一切保有しておりません。日々変化する相場に即応した投資を実行いたしました結果、9月末有価証券残高は前年同期比1,035億円増の8,091億円となっております。
- ✓ 損益面につきましては、当期も堅実経営・健全経営に徹し、積極的にお客様に還元力を発揮する一方で、各種ソフト開発による経営の効率化や財務基盤の強化に努め、企業総体の収益力の向上を図って参りました。また、国債等債券売却益17億54百万円・株式等売却益20億89百万円の合計38億43百万円を利益計上すると共に、株式等売却損も42億20百万円計上し、財務体質の強化にも積極的に取り組みました。
その結果、当中間仮決算では、経常利益50億6百万円、当期純利益36億31百万円が確保できました。また、業務純益は、前年同期比3億84百万円増の71億95百万円、コア業務純益は前年同期比62百万円増の54億40百万円となりました。

- ✓ 当中間期末の自己資本額は1,131億61百万円、うち基本的項目は1,116億49百万円、自己資本比率は28.05%とお客様の信頼にお応えできる極めて健全な財務体質が確保されています。

- ✓ 金融再生法に基づく開示債権のうち、正常債権を除く総額は49億53百万円。内訳は破産更生債権及びこれらに準ずる債権16億64百万円、危険債権30億15百万円、要管理債権2億73百万円。貸出金に債務保証などを加えた債権総額に占める割合は6.05%、これらの債権については、当金庫の引当基準により全額処理済で、保全率は99.79%となっております。

平成21年度下期におきましては、「ローカーボン・プロジェクト」による省エネ・低炭素経営を継続するとともに、シェルター方式・強耐震性能の「春野新センター」を中核とする天災リスク対策にも取り組みます。

また、11月10日からスタートした『アフター5・窓口サービス』により、昼間忙しく来店できないお客様に対する金融相談サービスを強化し、個人のお客様や中小企業・事業者の方々のニーズに積極的にお応えすることで、地域社会に貢献して参りたいと考えております。

平成22年3月期（通期）見通しは、経常収益268億円、経常利益90億円、当期純利益（税引後）70億円、コア業務純益108億円と予想しております。

第8期中間仮決算 貸借対照表

(単位：百万円)

平成21年9月30日

資産の部	
現金	2,103
預け金	21,573
有価証券	809,100
貸出金	81,422
その他資産	6,030
有形固定資産	27,313
無形固定資産	20
繰延税金資産	18,751
債務保証見返	266
貸倒引当金	1,135
資産の部合計	965,445
負債の部	
預金積金	474,018
借入金	16,493
債券貸借取引受入担保金	393,395
その他負債	5,056
賞与引当金	188
退職給付引当金	629
役員退職慰労引当金	351
睡眠預金払戻損失引当金	390
偶発損失引当金	0
再評価に係る繰延税金負債	1,296
債務保証	266
負債の部合計	892,086
純資産の部	
出資金	969
利益剰余金	110,683
処分未済持分	2
会員勘定合計	111,649
その他有価証券評価差額金	40,267
土地再評価差額金	1,977
評価・換算差額等合計	38,290
純資産の部合計	73,359
負債及び純資産の部合計	965,445

第 8 8 期中間仮決算 損益計算書

(単位：千円)

	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
経常収益	13,798,184
資金運用収益	9,792,072
(うち貸出金利息)	2,800,747
(うち有価証券利息配当金)	6,903,998
役務取引等収益	155,486
その他業務収益	1,759,537
その他経常収益	2,091,088
経常費用	8,791,718
資金調達費用	1,555,849
(うち預金利息)	1,263,531
役務取引等費用	781,364
その他業務費用	2,644
経費	2,173,145
その他経常費用	4,278,714
経常利益	5,006,466
特別利益	30
償却債権取立益	30
特別損失	14,868
固定資産処分損	14,868
税引前当期純利益	4,991,627
法人税、住民税及び事業税	148,776
法人税等調整額	1,211,634
当期純利益	3,631,216
業務純益	7,195,051
コア業務純益	5,440,053

金融再生法開示債権の状況

【金融再生法開示債権の内訳】

(単位:百万円)

	平成21年9月末	
		保全率
金融再生法開示区分に準じた不良債権合計	4,953	99.79%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,664	100.00%
危険債権	3,015	99.66%
要管理債権	273	100.00%
正常債権	76,924	-
合計	81,877	-

- 注)1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する債権です。
- 4.正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。
- 5.不良債権の保全率は、各債権のうち、担保・保証および貸倒引当金により保全されている金額の割合です。

自己資本の状況

【自己資本比率（国内基準）】

(単位:百万円)

		平成21年度中間期
基本的項目	(A)	111,649
補完的項目	(B)	1,511
控除項目	(C)他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-
自己資本額	(D)= (A)+ (B)- (C)	113,161
リスク・アセット等	(E)	403,331
自己資本比率	単体Tier1比率 (A)÷ (E)× 100	27.68 %
	単体自己資本比率 (D)÷ (E)× 100	28.05 %

- 注)1.「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき、算出しております。
- 2.準備金・積立金等は当該期の剰余金処分額を加算した後の金額を記載しております。
- 3.「自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)」に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。